

大田区経営改革推進プラン

平成24年9月

大田区

- 目次 -

プラン策定の背景・目的

I	策定の背景.....	1
1	区を取り巻く社会経済状況.....	1
2	区財政の状況.....	1
3	未来プランの着実な推進.....	1
4	大田行政経営プランの取組み.....	1
II	大田区経営改革推進プラン策定の目的.....	5

プランの基本方針等

III	基本方針.....	6
1	区民本位の行政経営の推進.....	6
2	持続可能な行政経営の推進.....	6
3	地域力を活かす行政経営の推進.....	7
4	職員力を活かす行政経営の推進.....	7
IV	位置づけ・計画期間.....	9
1	概要.....	9
2	計画期間.....	9
3	イメージ図.....	9

プランのプログラム

V	4つの体系	
1	区民本位の行政経営の推進.....	10
(1)	情報公開と区民参画の推進.....	10
(2)	信頼される窓口づくり.....	10
(3)	マネジメント機能の強化.....	10
2	持続可能な行政経営の推進.....	11
(1)	効果的でムダのない事務事業の展開.....	11
(2)	健全な財政運営の推進.....	11
(3)	柔軟で機動的な組織体制の整備.....	11
(4)	ファシリティマネジメントの推進.....	11
(5)	環境への配慮.....	12
(6)	危機管理機能の強化.....	12
(7)	地方分権・地域主導の取組み.....	12
3	地域力を活かす行政経営の推進.....	12
(1)	地域活動の支援と地域力の醸成.....	12
(2)	産学公の連携による地域活性化の推進.....	13
(3)	新しい公共の推進.....	13
(4)	国際都市おおたの推進.....	13
(5)	シティセールスの推進.....	13
4	職員力を活かす行政経営の推進.....	13
(1)	職員力の強化.....	13
	取組みの全体像	15

Ⅵ	具体的取組み	16
	1－区民本位の行政経営の推進	16
	(1) 情報公開と区民参画の推進.....	16
	(2) 信頼される窓口づくり.....	18
	(3) マネジメント機能の強化.....	19
	2－持続可能な行政経営の推進	20
	(1) 効果的でムダのない事務事業の展開.....	20
	(2) 健全な財政運営の推進.....	22
	(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備.....	25
	(4) ファシリティマネジメントの推進.....	27
	(5) 環境への配慮.....	29
	(6) 危機管理機能の強化.....	30
	(7) 地方分権・地域主導の取組み.....	31
	3－地域力を活かす行政経営の推進	33
	(1) 地域活動の支援と地域力の醸成.....	33
	(2) 産学公の連携による地域活性化の推進.....	34
	(3) 新しい公共の推進.....	34
	(4) 国際都市おおたの推進.....	35
	(5) シティセールスの推進.....	36
	4－職員力を活かす行政経営の推進	37
	(1) 職員力の強化.....	37

プラン策定の背景・目的

I 策定の背景

1 区を取り巻く社会経済状況

わが国の経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高い中で、世界景気のさらなる下振れやデフレの影響など、景気を下押しするリスクを抱え、先行きについては予断を許さない状況にあります。

一方で、急速に進行する少子高齢化や共働き世帯の増加、SNS※などコミュニケーション手段の進化と普及などによって、区民のライフスタイルや価値観の多様化、複雑化が一層進んでいます。

また、東日本大震災を契機に災害対策や環境対策への関心は高まりを見せています。

※ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：語句説明 P17

2 区財政の状況

区は、現在、特別区民税など基幹財源の大幅な改善が見込めない中、社会保障関係経費が増大するという二重の課題に直面しています。

また、公共施設の改修や改築など、社会資本の維持・更新に係る経費の増大に加え、総合防災力の強化など区民生活の安全・安心のための施策の推進等、歳出増の要因が大きく、直近の経済見通しや行政需要から分析した区の平成 25 年度の財政見通しでは、122 億円の財源不足が見込まれています。

今後も、経済の先行きは不透明な状況にあり、厳しい財政状況が予想されています。

3 未来プランの着実な推進

区は、基本構想で定めた区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を実現するため、平成 21 年 3 月に区の基本計画である「おおた未来プラン 10 年」（以下「未来プラン」という。）を策定し、その着実な実施に取り組んできました。

平成 24 年 3 月には、これまでの進捗状況等を総合的に点検し、直近の社会経済状況に即した計画となるようモノサシ（指標）や各事業のスケジュール等を修正し、今後は将来像の実現に向けて、未来プランをさらに力強く進めていく重要な局面にあります。

4 大田行政経営プランの取組み

未来プランを着実に実施するため、事業執行や予算編成の各段階において、様々な行政経営の手法を提示する「大田行政経営プラン」を平成 21 年 6 月に取りまとめました。

平成 21 年度から 23 年度の 3 か年を計画期間として、「Ⅰ 行政資源の有効活用による的確な区民サービスの提供（効率的・効果的な施策及び事務事業の執行）」、「Ⅱ 区民との連携による地域力の向上（地域との連携・協働の推進）」、「Ⅲ 職員力の発揮による組織の活性化（人

材育成と能力活用型職員配置の推進)」という3つの柱を中心に経営改革を進めてきました。

「Ⅰ 行政資源の有効活用による的確なサービスの提供」では、区で実施する事務事業を総点検し、区民ニーズにあった事業への転換や所期の目的を達成した事業の整理を行いました。見直しにあたり、事務事業外部評価や指定管理者モニタリングなど、区役所外部の専門家の視点や区民の一般的な感覚に基づく意見を事業の改善につなげる手法を導入しました。今後は、こうした事務事業を評価するプロセスなどで得た気づきを行政評価のシステムにフィードバックさせ、改良していく必要があります。

「Ⅱ 区民との連携による地域力の向上」では、区の計画等を策定する際にパブリックコメントを推進し、区政サポーター制度を導入するなど、区民参画を促進するとともに、地域の特色やニーズを踏まえ応援するプログラムを策定、実施しました。区民ニーズが多様化、複雑化する中、地域力を活かした課題解決の取組みはますます重要となっています。

「Ⅲ 職員力の発揮による組織の活性化」では、職員提案制度を推進し、マイスター（匠）認定職員制度を導入するなど、職員の能力開発や適材適所の職員配置を行いました。団塊の世代が大量退職していく中で、確実な業務の継承が引き続き課題となり、人材育成と組織の活性化がより一層求められています。

今後は、これまでの取組みの成果を踏まえ、より良い実施手法や実施体制を追求しながら、経営改革の歩みをさらに進めていく必要があります。

【大田行政経営プランの実施結果】

項目	結果
事務事業見直し	
「事業仕分け」的手法による事務事業の総点検	「大田区の事務事業における検証・評価の基本方針」（平成22年5月策定）に基づき事務事業の見直しを実施。約50事業について外部評価を、約450事業について自己評価を実施。
職員定数の適正化	大田区職員定数基本計画の推進により、着実な職員定数の縮減を図るとともに、適正な職員配置体制のもと、効率的な区政運営を推進した。
公共施設の有効活用	大田区公共施設整備計画（平成21年度～25年度）に基づき、施設の改築、改修を行った。老人いこいの家の再構築、学校施設更新計画、文化センター、障害者施設運営のあり方について引き続き検討する。
職員ノウハウの蓄積	各職場において、業務内容や電話・窓口における対応事例等を整理し、ITの活用等により情報の共有化を図った。

民間等のノウハウの活用	
民間委託の検証及び活用の推進	「大田区アウトソーシング指針」を策定（平成 23 年 6 月）。 「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体が公共サービスを担う仕組みづくりを推進した。
指定管理者制度※1の効果的運用	「大田区指定管理者モニタリング委員会」を設置（平成 21 年度）。指定管理者が提供するサービス水準の維持向上を図り、適切な管理状況を確保するため、利用者アンケートや、指定管理者のセルフチェックなどに基づき、モニタリングを実施。モニタリング結果報告書をホームページ等で公表した。
外郭団体の改革推進	「大田区外郭団体改革プラン」を策定（平成 23 年 6 月）。各団体の特性に合わせた経営改善のための改革の方向性と視点を示した。
新たな業務手法の取組み	
窓口サービスの拡充	「大田区窓口サービス改善計画（平成 23 年 3 月）」を策定し、以下の取組みを実施した。 ○平日夜間、土・日曜日の窓口における取扱い業務の拡充 ○申請書に添付する公的証明書の省略化 ○特別出張所において、こども関係手続き書類の預かり事務開始
市場化テスト※2の導入	公共サービス改革法に基づく市場化テストが導入可能な業務が現時点において少ないことから、住民基本台帳法など、現行法上、民間委託が可能な業務について、業務委託を推進した。今後は、市場化テスト対象業務の拡大等、国や他自治体の動向を注視する。
新たな財源確保策等の検討及び推進	大田区ホームページのトップページへのバナー広告を導入。 平成 21 年度～23 年度の収入合計額は、1,400 万円余。 新たな広告事業の導入について、継続して検討を進める。
区民参画の拡大と地域との連携	
区民意見公募手続き制度の推進	パブリックコメント※3 推進。 実施状況：平成 21 年度：9 件実施、提出者 98 名、意見数 411 件 平成 22 年度：16 件実施、提出者 216 名、意見数 787 件 平成 23 年度：14 件実施、提出者 198 名、意見数 513 件
区政サポーター制度※4、区民提案制度の検討	平成 23 年度から区政サポーター制度を実施。区民公募により 100 名のサポーターを選定し、区の施策等についてアンケート調査活動を行った。寄せられた意見、要望を施策に反映させる仕組みについて、区民提案制度の導入を含め、継続検討する。
地域力推進会議等の活動支援	地域力推進地区委員会において、分科会を設置し、地域の課題解決に取り組んだ。そのほか、18 地区の地域力応援プログラムを策定し、各地域での取組みや活動を周知することで地域間の連携を促進し、さらなる地域力の向上を図った。
区政の透明性の向上	
主要施策の成果等、行政情報公開の推進	大田区緊急 2 か年計画及び未来プランの主な事業について、取組み内容及び決算額をまとめ、主要施策の成果として、ホームページ等で公表した。

新たな行政評価制度の実施及び公表	「大田区の事務事業における検証・評価の基本方針」を策定（平成 22 年 5 月）。方針に基づき、未来プランに掲げる主な事業の進捗状況報告書を作成し、ホームページ等で公表。事務事業外部評価結果についてホームページ等で公表。
人材育成の推進	
人材育成基本方針※5の改訂	人材育成基本方針を改訂（平成 22 年 1 月）。方針に基づき、毎年度作成する能力開発計画により、計画的・効果的に人材育成を推進した。
職員提案制度※6の普及推進	職員提案制度の普及促進に努めた。 平成 21 年度～23 年度実績：提案数 38 件、採用 11 件
能力開発・能力活用型職員配置の推進	
職員配置の弾力的運用の検討	専門的な能力や知識を備えた職員を「マイスター（匠）認定職員」として認定することで、認定された職員の意欲を引き出し、高度な専門知識を有する職員の育成と安定的な組織の運営につなげた。 「マイスター（匠）認定職員制度実施要綱」を策定（平成 22 年 11 月）。 実績：認定業務 13 業務、認定職員の応募 12 名、認定職員数 8 名
キャリアプランの考え方に基づく職員配置の推進	人事異動に関する職員自己申告制度をとおして、キャリアプランの考え方を周知した。職員が主体的に自分自身のキャリアプランを描くことで、一人ひとりの成長プロセスに合わせた能力開発を行うことができる職員配置へつなげた。
多様な任用形態の活用	
経験者採用職員等のスキルの活用	民間企業等で培った有用な経験を有する者を即戦力として区政に活かすことを目的として導入。職員の持つ能力やスキルを日常の職務で発揮できるよう配置した。 平成 21 年度～23 年度実績 Ⅰ類：216 名、Ⅱ類：33 名、Ⅲ類：30 名、経験者：96 名、任期付採用：5 名
経験者採用職員の育成方針・方法の検討	経験者採用職員対象の研修を充実。即戦力として期待される経験者採用職員が、自治体職員に求められる知識、スキルを早期に身に付け、民間企業等での職務経験や知識等を活かし、積極的に職務に取り組むことができるよう育成に努めた。
再任用・再雇用の活用検討	従来の再任用短時間勤務職員に加え、平成 22 年度には管理職のフルタイム勤務職員、平成 23 年度からは一般職（係長級）のフルタイム勤務職員を配置し、ベテラン職員の知識や経験の有効活用と継承を図った。 平成 21 年度～23 年度実績（延べ人数） ○再任用職員：フルタイム勤務 9 名 ：短時間勤務（23 時間 15 分もしくは 24 時間／週）780 名 （31 時間／週）119 名 ○再雇用：479 名

※1 指定管理者制度：地方自治体の指定を受けて、事業者、団体などが公の施設の管理運営を担う制度。

※2 市場化テスト：公共サービス改革法に基づいて、特定公共サービス（窓口 6 業務）とその他窓口業務の官民競争入札・民間競争入札を行うもの。

※3 パブリックコメント：語句説明 P17

※4 区政サポーター制度：語句説明 P17

※5 人材育成基本方針：区が目指す将来像の実現に向け、意欲的に取り組む姿勢と能力を持った職員の育成を目的として、人材育成に関する基本的な考え方を示したものの。

※6 職員提案制度：職員から業務の見直しに関する提案を募集し、区民サービスの向上や効率化などの業務改善を進める制度。職員の自己啓発、能力開発の契機とし、組織の活性化を図ることを目的とする。

Ⅱ 大田区経営改革推進プラン策定の目的

大田区では、区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向けて、未来プランの施策を着実に実施するため、平成 21 年 6 月に大田行政経営プランを策定し、柔軟で自律的な行政経営を推進してきたところです。

その間、少子高齢化の進展とライフスタイルや価値観の多様化など、ある程度予測可能な状況の変化に対しては、これまでの行政経営で培ってきた手法によりの確に対応してきました。

一方で、区は予想を超える変化や事態も経験しました。

とりわけ、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、私たちの世界観を揺るがすほどの影響を与え、国や地方自治体など社会全体のあり方の見直しを迫るものでした。

また、リーマンショックに端を発した経済情勢の悪化に象徴される、経済金融のいわゆる「全球一体化」により、地球のはるか遠くで起こる事象に世界全体が影響を受けるなど、見極めることが困難な区財政への直接・間接の様々なリスクが存在することを改めて認識させられました。

このように先行きを見通すことが困難な時代にあっては、状況の大きな変化にも柔軟に対応し得る持続可能な行政経営へと転換を図っていくことが重要です。

区は、これまで行ってきた行政コスト削減の取組みやサービスの質を向上させる行政経営を今後も一層推進していきます。

また、区民を顧客として捉え、徹底したマーケティングにより区民ニーズを把握し、「ヒト・モノ・カネ」の選択と集中を強化するとともに、区民や地域の様々な団体等との協働による地域経営の視点から行政経営を推進します。

このような観点から、新しい行政経営に向けた改革を推進していく指針として、新たに「大田区経営改革推進プラン」を策定します。

プランの基本方針等

Ⅲ 基本方針

基本構想で示されている区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向け、未来プランを着実かつ力強く展開するため、以下の基本方針に基づき行政経営改革を推進します。

1 区民本位の行政経営の推進

「区民が自ら考え行動し、まちの未来を拓きます」という区の基本構想で示されている基本理念を実現するためには、区民が主体的に考え、行動することができるよう、また、区の政策を評価し、選択することができるような区政を推進することが重要です。

そのため、区は、情報公開を徹底して、行政の透明性をさらに高めていきます。

多様なライフスタイルや価値観を持った区民に効果的に情報を伝えるため、ICT※の活用をさらに進めつつ、情報格差（デジタル・デバイド）の解消に努めます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験から、災害時における情報提供の重要性が浮き彫りになりました。平常時はもちろん、災害時においても、ICTの進歩を踏まえた、新たな情報発信ツールの導入など環境の整備を進めます。

また、おもてなしの心を持って利用者本位の窓口サービスの向上に継続的に取り組んでいくとともに、区民の声と地域のニーズをきめ細かく収集・分析・ストックし、マーケティングによる行政経営を展開します。

このように区民と情報を共有化し、区民参加を促進することで、真に区民のための行政経営を推進します。

※ ICT：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

2 持続可能な行政経営の推進

区財政は、社会保障関係経費の増大と、特別区民税や特別区交付金といった基幹財源の大幅な改善が見込めないという二重の課題に直面しています。

こうした厳しい状況にあっても、区は、質・量ともに充実した行政サービスの水準を、私たちの世代だけではなく将来にわたって維持するとともに、区の将来像の実現に向けた歩みを着実に進めていかなければなりません。

そのため、目標達成に向けた最善の方策を追求しながら、事業内容や実施手法の見直しを進め、効率化によって捻出した「ヒト・モノ・カネ」を選択と集中によって効果的に配分していくことが強く求められています。

区は、これまで実施してきた事務事業を検証・評価する仕組みをさらに改良し、効果的でない事業を展開するとともに、職員の意識改革を促し、各職場が自律的に改善に取り組む組織を構築します。

また、将来の人口減少を視野に入れながら、少子高齢化や当面の人口増に伴う施設ニーズに的確に対応するため、資産の有効活用を進めます。

さらに、組織・人員の最適化を図り、簡素で効率的な区政をめざすとともに、柔軟で機動的な組織マネジメントを行うことにより、未来に責任を持った持続可能な行政経営を行っていきます。

3 地域力を活かす行政経営の推進

社会環境が刻々と変化し、区民ニーズが多様化、複雑・高度化する現在、全ての課題に対して行政主導で対応していくことは、質・量ともに限界があります。

地域が、行政と連携しつつ、自らの力で地域の実情に即して、課題解決にあたることで、よりきめ細かく的確、かつスピーディーに対策を講じていくことが可能となります。

こうした認識に立ち、区は、大田区の基本理念の一つである「地域力」をキーワードに区民や自治会・町会、区内事業者、企業、大学、NPO 等と協働したまちづくりを進め、成果をあげてきました。

今後は、これまで取り組んできた協働をさらに充実、深化させることで、大田区ならではの地域力を活かす地域経営を展開します。

そのため、地域の拠点としての特別出張所の機能を強化し、自主的に地域課題の解決に取り組むための仕組みづくりを進めていきます。

また、地域の担い手となる人材の発掘と育成や、高度な知識・技術を有する企業や大学等との連携などネットワークを強化します。

さらにシティセールスの観点から、大田区のブランドイメージを高め、より魅力的な大田区を形成していきます。

4 職員力を活かす行政経営の推進

区政の目標達成に向けた実行力を担保する一つの大きな要素は、職員一人ひとりの力であり、その成果は職員の力量に大きく左右されます。

今日、公共サービスのあり方の変化やそれに伴う業務内容の変化によって、職員には高い生産性・効率性が求められ、それを支える個人の能力の向上が不可欠となります。

そのため、区は、大田区人材育成基本方針※に基づき、OJT を中心に OFF-JT を適切に組み合わせ、職員が「自ら学びつつ、教えられ」、「教えながらも、自ら学び」、相互に啓発できる仕組みを強化します。

また個性を尊重しつつ、職員一人ひとりの力が区民サービスの向上ため最大限発揮されるよう適材適所の職員配置を推進するとともに、高度化、複雑化する行政課題に対応するため再任用職員の活用や専門知識、経験を有する者の採用など、人材の有効活用を図ります。

このように人材育成と人事管理を連携させるとともに、ワーク・ライフバランスを推進するなど、働きやすい活力ある職場づくりを行うことで、職員力を高め、区の職員像である「未来のおおたをめざし、チャレンジを続ける職員」を育成します。

行政経営の基本方針

行政経営の4つの基本方針を定めました。

1 一区民本位の行政経営の推進

2 一持続可能な行政経営の推進

3 一地域力を活かす行政経営の推進

4 一職員力を活かす行政経営の推進

1 概要

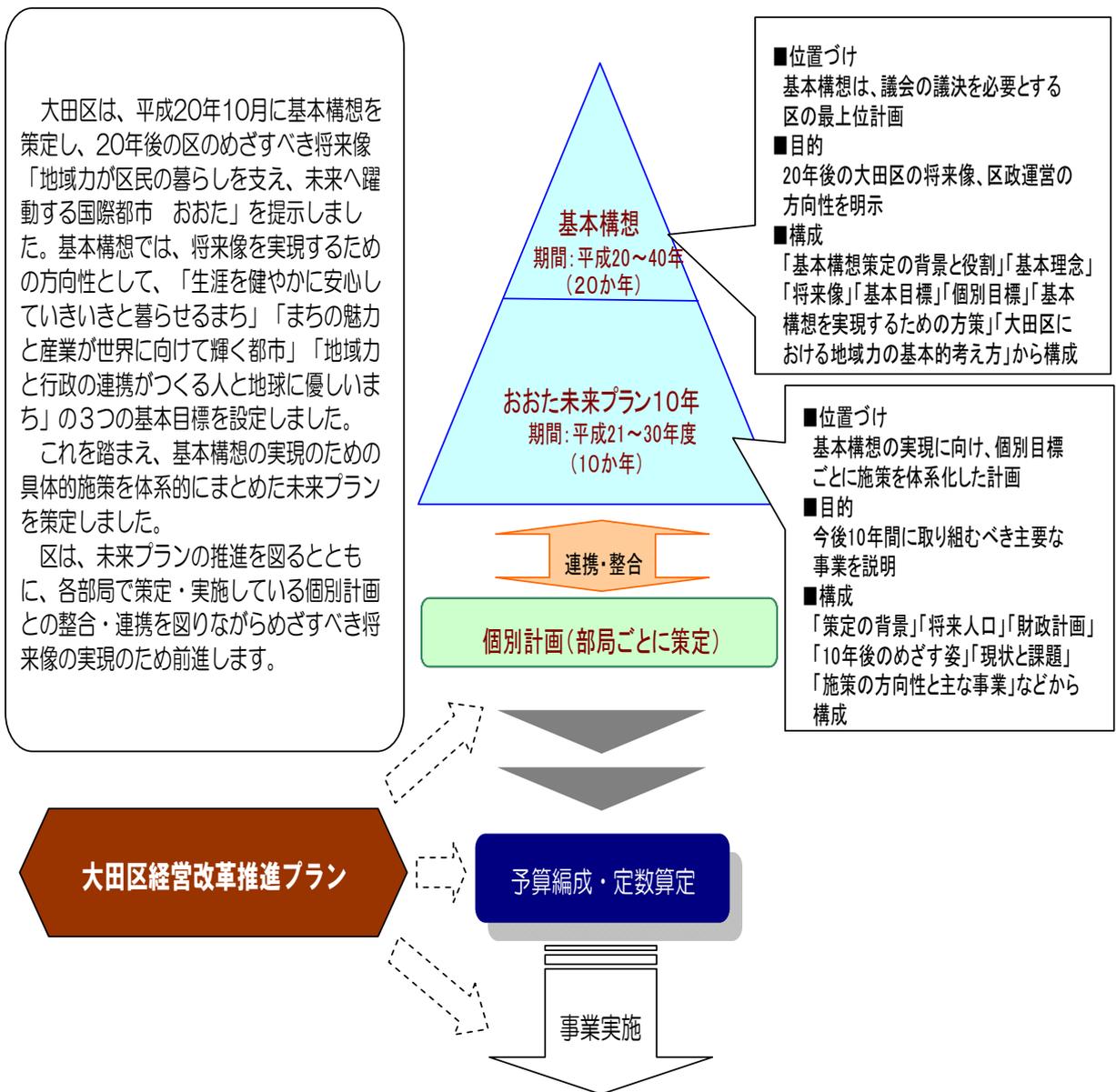
未来プランを着実に実施するため、行政経営の4つの基本方針のもと、区民参画の推進、財政運営、協働、人材育成など29項目の具体的取組みを提示しました（P15 **取組みの全体像**）。

事業実施や予算編成、組織定数の算定等の各局面における実施手法とするものです。

2 計画期間

平成24年度から26年度の3か年とします。なお、計画期間中であっても社会経済状況の変化などに対応するため、必要な改定を行う場合があります。

3 イメージ図



プランのプログラム

V 4つの体系

1 区民本位の行政経営の推進

1-1 情報公開と区民参画の推進

区民の誰もが、知りたい情報を必要な時に入手することができるよう、ホームページのアクセシビリティ※1をさらに向上させるとともに、ツイッター※2などのSNS※3やデジタルサイネージ※4などの新たな情報発信ツールの導入を検討します。

また、平成23年度に導入した区政サポーター制度※5の充実、区民提案制度の導入を検討します。

このように広報・広聴機能を充実させることで区民と情報を共有し、行政経営の一層の透明化を図り、区民の意見を区政に反映する仕組みを構築することで区民参画を推進します。

※ 1～5 語句説明 P17

1-2 信頼される窓口づくり

区民から信頼される質の高い接遇を確保するためには、現状に満足することなく定期的に接遇を評価するなど、継続して接遇向上に取り組むことが重要です。職員一人ひとりが区の顔という認識に立ち、おもてなしの心を持って、区民が必要とするサービスを迅速かつ適切に提供していきます。

また、これまでの窓口サービス改善の取組みを検証し、さらに区民の声を反映した窓口のあり方を検討し、サービスの向上に努めていきます。

区民から区民税等を預かって事業運営している立場を常に意識し、区民は主権者であるとともに「顧客」であるという認識のもと、信頼される区民本位の窓口づくりを進めていきます。

1-3 マネジメント機能の強化

区の基本計画である未来プランの目標を着実に達成していくためには、限りある「ヒト・モノ・カネ」を選択と集中によって効果的、効率的に施策や事業に投入していくマネジメント機能の強化が求められています。

的確な区政の運営には、区民ニーズの把握が大前提となります。

そのため、きめ細かい正確なニーズ把握に努め、マーケティング機能を強化し、各部局が経営感覚を持って主体的に施策・事務事業のプライオリティづけや政策立案に取り組めます。

また、広く社会経済情勢に視野を向け、時代を先取りした行政サービスを提供するため、シンクタンク機能を充実させることなどにより、経営における意思決定を強力にサポートし

ます。

2-1 持続可能な行政経営の推進

2-1(1) 効果的でムダのない事務事業の展開

区は、区政の仕組みや行政サービスのあり方を区民の視点に立って、改革・改善していくための行政経営ツールとして行政評価を活用しています。個々の事務事業の有効性や効率性を向上させることに加え、施策等の選択と集中を行い、費用対効果を高め、区政の目標を達成していくためのマネジメントツールとしてより有効なものとなるよう、行政評価の仕組みを見直します。

また、補助金等については、交付基準や評価基準など統一的なルールを策定し、客観的な視点から公益性や有効性などについて検証する仕組みを構築します。

こうした、事務事業等を検証・評価する取組みをとおして、職員の意識改革を促すとともに、各職場が自律的に進める改善の取組みを全庁的なムーブメントにつなげます。

2-1(2) 健全な財政運営の推進

財政の健全性を維持し向上させていくことは、行政経営の目標を達成する前提条件となるものです。今後も先行き不透明な厳しい経済状況においても、区民が安心できる健全な財政運営を継続するため、中長期的な視点のもとに予算編成を行います。

また新地方公会計制度に基づく財務情報を作成、公表し、透明性を高めるとともに、必要となる財源と負担の公平性、公正性を確保するため、債権管理や受益者負担の適正化に取り組めます。

さらに広告事業や区有財産の有効活用など自主財源の確保に向けた取組みを推進し、健全で弾力的な財政運営につなげます。

2-1(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備

未来プランを着実に推進し、多様化、複雑化する新たな行政課題にも的確に対応するため、簡素で柔軟かつ機動的な組織体制を構築します。

また、大田区職員定数基本計画に基づき、職員定数削減を実現し、少数精鋭の組織体制を実現します。

2-1(4) ファシリティマネジメント※1の推進

少子高齢社会に直面し、公共施設サービスに対する需要や要望が変化しています。将来の人口減少を視野に入れ、既存の施設をより有効に活用し、時代変化に応じて必要性や役割が薄れている施設については、そのあり方を見直します。

公共施設のスペースに余剰が生じた場合には、地域での活用や民間への貸し出し、施設の統廃合などを行います。また、大規模改修や老朽化した施設の改築を、費用対効果の観点か

ら計画的に進め、維持補修を含めたライフサイクルコスト※2 の低減を図ることにより、行政資源の効果的で効率的な活用を進めます。

※1 ファシリティマネジメント：P27 語句説明

※2 ライフサイクルコスト：P27 語句説明

2－(5) 環境への配慮

東日本大震災後、省エネルギーや温室効果ガスの削減を推進する必要性が高まっています。

区は、環境負荷の低減を目的に策定した大田区役所エコオフィス推進プラン第3次計画※1により、環境マネジメント※2を推進していきます。

※1 大田区役所エコオフィス推進プラン第3次計画：P29 語句説明

※2 環境マネジメント：P29 語句説明

2－(6) 危機管理機能の強化

区では、東京都が公表した「首都直下地震による東京都の被害想定」を踏まえて、減災目標の設定や個別計画を見直すとともに、近年多発する局所的な集中豪雨等、都市型災害への対策を一層強化します。今後30年以内に首都圏を直下地震が襲う確率は約70%と想定されています。このような状況において、区民の生命・財産を守るため、日頃から危機への予防策を講じ、いざというときの対応力を強化させるとともに、災害時にも不可欠となる区民サービスを継続して提供できる態勢を整備します。

2－(7) 地方分権・地域主導の取組み

地方分権の進展により、自治体の権限や財源の自由度が増し、自治体にとって選択の幅が広がる一方で、その責任はますます重くなってきています。

現在、都区のあり方検討委員会の場において、都と特別区の事務配分のあり方について、検討が進んでいます。国の道州制※1をめぐる議論や大都市制度※2改革の議論なども十分踏まえながら、基礎自治体として地域の実情に応じ、多様な価値観やニーズに応え、きめ細やかなサービスを提供できるよう、自主・自立に向けた行政経営を進めます。

※1～2 語句説明 P31

3－地域力を活かす行政経営の推進

3－(1) 地域活動の支援と地域力の醸成

地域の魅力を高めていくためには、新たな地域活動の担い手が育ち、地域の中で連携・協働がさらに促進されていくための土台づくりを一層進めていく必要があります。

地域の人材を発掘し、育成するとともに、地域の様々な分野で活躍している区民や自治会・町会、事業者、団体等の力を結びつける特別出張所のコーディネート機能をさらに強化します。

3-2 産学公の連携による地域活性化の推進

高度な知識・技術を集積する区内の企業、大学等と連携協力し、先駆的な知識や技術を柔軟に取り入れることにより、豊かで創造的な地域社会の実現を目指します。

また、地域の課題解決能力を向上させるため、地域と企業、大学等の相互連携を支援する体制を整備します。

3-3 新しい公共の推進

地方分権改革は新たな段階を迎えています。区市町村の権限等が拡充される中、区は地域の実情に合ったきめ細かな公共サービスを提供していくことが求められています。

一方で、社会経済情勢の変化や地域課題の多様化、複雑化にともない、行政だけが全ての公共サービスを担うことは困難になりつつあります。多様な地域課題、区民ニーズに対応していくためには、これまでの「公共」のあり方を見直す必要があります。

区では、特別出張所を中心に地域の多様な主体の連携による自主的な地域課題の発見、解決事例を蓄積することによって、「新しい公共」を推進してまいります。

3-4 国際都市おおたの推進

海外からの来訪者や区内に住み、働き、活動する外国人区民が快適に過ごせるまちとなるよう、コミュニケーション支援やサイン整備などソフト・ハードの環境整備を充実させます。

また、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりに取り組むことで、国際都市おおたを推進します。

3-5 シティセールスの推進

区は、未来プランと観光振興プラン※に基づき、区内の名所、旧跡のほか、商店街や世界に誇る大田のものづくり技術など、観光資源となる大田区の魅力を国内はもとより海外まで広く情報発信しています。

今後も、シティセールスの視点に基づき、区のブランドイメージを高めるための施策に戦略的に取り組み、アイデンティティを確立します。

行政だけではなく、区民、自治会・町会、商店会、企業などが相互に連携協力しながら区の魅力を発掘し、効果的にシティセールスを推進していくことで、都市間競争の時代に、「選ばれ続ける大田区」としてプレゼンスを高めていきます。

※観光振興プラン：官民をあげて取り組むべき今後の大田区の観光についてとりまとめたもの。

4 職員力を活かす行政経営の推進

4-1 職員力の強化

職員の業務内容については、定型的な事務処理から企画立案、交渉折衝等へ比重が高まる

など高度化しています。また、団塊世代を含むベテラン職員が大量退職していく中で、ベテラン職員がこれまで蓄積してきた豊富な実務経験を若手職員に確実に継承することが課題となっています。

そのため、区は、OJTを中心にOFF-JTを適切に組み合わせた計画的な人材育成や能力開発に取り組めます。

また少数精鋭の組織づくりを進める中で、職員の能力や適性に応じた人事配置による組織体制を強化するとともに、高度化・専門化する行政課題に対応するため、再任用職員の活用、専門知識、経験を有する民間人の登用を図ります。

さらに、ワーク・ライフバランスを推進することで、働きやすい職場づくりを行います。

取組みの全体像

1ー区民本位の行政経営の推進			
	性質分類	具体的取組み	
1	(1) 情報公開と区民参画の推進	1 広報・広聴機能の充実・強化	
		2 区民参画の機会の充実	
	(2) 信頼される窓口づくり	3 窓口サービス向上のための取組み強化	
	(3) マネジメント機能の強化	4 マネジメント機能の強化	
2ー持続可能な行政経営の推進			
	性質分類	具体的取組み	
2	(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	5 行政評価システムの改善	
		6 補助金等の見直し・適切な執行管理	
	(2) 健全な財政運営の推進	7 予算編成手法等の見直し	
		8 企業会計的手法の活用	
		9 債権管理の適正化	
		10 受益者負担の適正化	
		11 新たな財源確保策等の検討及び推進	
	(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備	12 組織の強化・再編	
		13 職員定数の適正化	
	(4) ファシリティマネジメントの推進	14 区有財産の有効活用	
		15 公共工事等のコスト縮減と質の確保	
	(5) 環境への配慮	16 環境マネジメントの推進	
	(6) 危機管理機能の強化	17 危機管理業務計画の推進	
	(7) 地方分権・地域主導の取組み	18 地方分権の推進	
		19 都区のあり方検討	
	3ー地域力を活かす行政経営の推進		
		性質分類	具体的取組み
	3	(1) 地域活動の支援と地域力の醸成	20 地域の担い手づくりの推進
			21 特別出張所の機能強化
(2) 産学公の連携による地域活性化の推進		22 産学公の連携による地域活性化の推進	
(3) 新しい公共の推進		23 新しい公共の推進	
(4) 国際都市おおたの推進		24 国際都市おおたの推進	
(5) シティセールスの推進		25 シティセールスの推進	
4ー職員力を活かす行政経営の推進			
	性質分類	具体的取組み	
4	(1) 職員力の強化	26 人材育成の充実	
		27 多様な雇用形態の活用	
		28 ワーク・ライフバランスの推進	
		29 職員の地域活動参加の推進	

VI 具体的取組み

1 区民本位の行政経営の推進

(1) 情報公開と区民参画の推進

番号	1	取組項目名	広報・広聴機能の充実・強化			継続・新規
目的	<p><ホームページのアクセシビリティの向上> 高齢者層のホームページ利用者が増加傾向にあり、デジタル・デバイドの解消のためにも、区のホームページを改善していく必要があります。</p> <p><新たな情報発信ツールの導入> ICTの進歩を踏まえた新たな情報発信ツールの導入による利便性の向上が求められています。</p> <p><区民の声の情報共有> 平成22年度、区民の声課に寄せられた「区民の声」は、区長への手紙約270件、電話約10,500件、メール約2,500件、窓口約3,500件に上ります。そのほか、それぞれの所管課においては、毎日多くの問合せや要望等が寄せられており、こうした区民の声に迅速に対応する仕組みづくりが求められています。</p>					
取組内容	<p><ホームページのアクセシビリティの向上> 区のホームページを日本工業標準調査会（JISC）が制定した新規格（JIS X8341-3）に適合させ、アクセシビリティ※1の向上を図ります。ホームページコンテンツの作成ツールCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）やコンテンツ作成ルールの改善等に取り組みます。</p> <p><新たな情報発信ツールの導入> ツイッター※2などSNS※3やデジタルサイネージ※4などの新たな情報発信ツールの導入を検討します。</p> <p><区民の声の情報共有> 窓口やメールでの「区民の声」の共有化を図るため、既存のインフラを活用し、迅速かつ効率的な広聴業務を行い、区民サービスの向上につなげる仕組みを検討します。</p>					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	ホームページのアクセシビリティの向上	検討	実施	実施		
	新たな情報発信ツールの導入	検討・実施	実施	実施		
	区民の声の情報共有	検討	実施	実施		
所管課	経営管理部広報課、区民の声課					

※1 アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。高齢者や障がい者を含む誰もが、情報やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いを示すもの。

※2 ツイッター

インターネット接続が可能なパソコンや携帯電話などで利用するブログと電子メールの中間的な位置づけのコミュニケーション・ツール。140字以内の短文のみに対応する点が特徴。

※3 SNS（ソーシャル・ネットワーキングシステム）

Social Networking Service の略。インターネットを使って、特定の関心をもつ人同士が出会うチャンスをつくり、情報交換ができるようにするサービスの総称。

※4 デジタルサイネージ

ニュース、広告、案内などの映像や文字情報をデジタル表示する電子看板。

番号	2	取組項目名	区民参画の機会の充実		継続・新規
目的	区政参画の新たな仕組みとして、平成 23 年度から区政サポーター制度※5 を実施しています。区政サポーターを含め区民の方々からいただいた意見や提案などを区政運営に反映しながら、区民参画の充実を図ります。				
取組内容	区政サポーターに、区政の現状や課題などの理解を深めてもらうため、事業に関するアンケート調査やパブリックコメント※6 への協力依頼を行いました。今後は区のイベント、講座、講演会、施設見学などに参加し、区政に対する理解を一層深めていただきます。 また、区民提案制度の導入に向け検討を進めていきます。				
年度計画	項目名	24 年度	25 年度	26 年度	
	区政サポーター制度の推進	実施	実施	実施	
	区民提案制度の導入	検討	検討	実施	
所管課	経営管理部区民の声課				

※5 区政サポーター制度

区民が区政に参画する仕組みとして、平成 23 年度から実施。モニター活動等に從事していただき区の施策や区政の現状・課題などについての理解を深めていただくとともに、意見や提案などを区政運営に反映していくことを目的とする。

※6 パブリックコメント

区民意見公募手続といい、区民の生活に広く影響を及ぼす重要な計画等を策定する際に、素案等の段階で事前に公表し、区民の意見や提案等を公募するという制度。

(2) 信頼される窓口づくり

番号	3	取組項目名	窓口サービス向上のための取組み強化		継続
目的	<p>区の窓口について、混雑緩和、プライバシーに配慮した窓口環境の整備など、さらなる改善への区民の声が寄せられています。</p> <p>窓口サービス改善計画に掲げられた「平日夜間、土・日曜日の窓口サービスの拡充」や「本庁舎1階戸籍届出窓口の配置変更」を行い、窓口サービスの向上と事務の効率化を図ります。</p> <p>また、おもてなしの心を持って、区民が必要とするサービスを迅速かつ適切に提供するとともに、区民から信頼される利用者本位の窓口づくりを進めます。</p>				
取組内容	<p>窓口サービスの現状を検証し、区民の声を反映した窓口のあり方や民間委託の導入を検討します。</p> <p>戸籍住民課の平日夜間、土・日曜日の窓口サービスについては、取扱いサービスの種類を窓口サービス改善計画に基づき拡充し、様々な角度から開設日等について検証するなど、より効果的、効率的な運営体制を確立します。</p> <p>また区民から信頼される質の高い接遇を確保するため、現状に満足することなく定期的に接遇を評価するなど、絶えず意識付けをして区民満足度の向上に取り組んでいきます。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	窓口サービス改善計画の推進	実施	実施	実施	
	効果的、効率的な窓口運営体制の推進	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
	接遇向上の取組み	実施	実施	実施	
所管課	<p>対象は全職場 (進行管理は経営管理部企画財政課)</p>				

(3) マネジメント機能の強化

番号	4	取組項目名	マネジメント機能の強化		新規
目的	<p>多様化し複雑化する区民ニーズに的確に対応しながら、区の将来像を実現していくためには、限りある資源を、真に必要とされる施策・事業に投入して、効果的で効率的な行政運営を行う必要があります。</p> <p>時代を先取りした行政サービスを提供するため、政策研究・立案機能を高めるなど、経営における意思決定をサポートする仕組みの充実、強化を図ります。</p>				
取組内容	<p><区民ニーズ把握の充実・活用></p> <p>的確な施策や事務事業を展開するため、きめ細かい正確な区民ニーズの把握に努め、マーケティング機能を強化することで基礎情報を充実させます。そのうえで各部局が経営感覚を持ち、主体的に政策のプライオリティづけや政策立案に取り組みます。</p> <p><シンクタンク機能の充実></p> <p>地域活動団体や企業、大学などとの良好なネットワークのもと、地域課題に関する調査を進め、時代を先取りした行政サービスを提供するため、政策研究・立案機能を充実・強化します。</p> <p><意思決定サポートのための会議等の充実></p> <p>意思決定サポートのためのより有効な会議等のあり方を検討し、充実させます。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	区民ニーズ把握の充実・活用	実施	実施	実施	
	シンクタンク機能の充実	実施	実施	実施	
	意思決定のための会議等の充実	検討	実施	実施	
所管課	経営管理部企画財政課、総務課、全職場				

2-持続可能な行政経営の推進

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開

番号	5	取組項目名	行政評価システムの改善			継続
目的	<p>持続可能な行政経営を推進するため、事務事業の検証・評価を行い、事務事業の有効性や効率性を向上させます。</p> <p>また、行政評価システムを経営改革のツールとしてより有効なものとなるよう見直し改善します。行政評価の取組みをとおして、職員の意識改革を促すとともに、経営改革に自律的に取り組む組織を構築します。</p>					
取組内容	<p>有効性・効率性など様々な視点から、すべての部・課・係において適切に事務事業の検証・評価を行い、事業の見直しや再構築と合わせて執行体制の改善等に取り組みます。</p> <p>事務事業の検証・評価の結果を、予算編成や組織定数に反映させるP D C Aサイクル※を確立し、より効果が高まるよう評価方法の改善を図っていきます。</p> <p>これらの取組みにより、施策・事務事業におけるプライオリティづけの基礎情報を充実させ、経営改革を推進する行政評価システムを進化させます。</p>					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	事務事業の検証・評価	実施	実施	実施		
	行政評価システムの見直し	検討	検討・実施	実施		
所管課	<p>対象は全職場 (進行管理は経営管理部企画財政課)</p>					

※P D C Aサイクル

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことにより、施策・事業の内容を検証し、改善を図った結果を計画等に反映させ継続的に改善するしくみ。

番号	6	取組項目名	補助金等の見直し・適切な執行管理		新規
目的	補助金等※について、公共性、有効性などの視点から検証を行うとともに、透明性を一層高め、適正な交付と執行に努めます。				
取組内容	区が支出する補助金等について、事業の終期を設定し、目標の達成度を検証したうえで、事業の終了・継続の判断をするサンセット方式の導入や、補助金の交付、評価における基準づくりに取り組み、見直しを進めます。				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	補助金等の見直し	実施	実施	実施	
所管課	対象は全職場 (進行管理は経営管理部企画財政課)				

※補助金等

区が区以外の者に交付する補助金及び交付金、助成金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの。

(2) 健全な財政運営の推進

番号	7	取組項目名	予算編成手法等の見直し (中期財政の見通しの公表など)			新規
目的	<p>厳しい財政状況や区民ニーズの多様化などの状況を踏まえ、施策の見直しや再構築を進め、予算編成に取り組んできました。</p> <p>社会経済状況の変化のスピードは速く、区民が行政に求める施策も刻々と変化していることから、中長期的視点に立って予算編成を行うとともに、効果的、効率的な財源配分と執行を推進する必要があります。</p>					
取組内容	<p>中期的な財政見通しのもと、概括的な財政フレームを作成することで、安定的な財政運営を推進します。</p> <p>新規及びレベルアップ事業については、事業効果や未来プランとの整合性など、多角的に事前評価を充実させることで、より円滑で的確な予算編成を行います。</p> <p>また補助金等に係る事業に加え、事業の開始にあたり、事業の終期を設定することが適切な事業について、サンセット方式の適用を検討します。</p>					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	中期財政見通しの作成・公表	実施	実施	実施		
所管課	経営管理部企画財政課、全職場					

番号	8	取組項目名	企業会計的手法の活用 (新地方公会計制度)			新規
目的	新地方公会計制度に基づき、ストック、コスト情報などを分析し、その結果を財政運営に反映していく必要があります。企業会計的手法を活用した財務情報を区民に広く広報し、説明責任を果たすとともに区政の透明化を推進していきます。					
取組内容	バランスシート※1 や行政コスト計算書※2 など、企業会計的手法を活用し、ストック、コスト情報などの経年比較や他の地方公共団体との比較により区の特徴を分析します。また、個別事業ごとの分析についても検討していきます。					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	OTA シティ・マネジメントレポートの作成・分析	実施	実施	実施		
	事業別財務書類の作成	検討	検討	検討・実施		
所管課	経営管理部企画財政課					

※1 バランスシート（貸借対照表）

区の決算書が1年間の収支をあらわすものであるのに対し、貸借対照表は会計年度末時点で、区民サービスを提供するために所有する資産（土地・建物・基金など）がどれだけあり、その資産を形成するために今までどのような財源（負債・純資産）を調達したかをあらわす財務書類。

※2 行政コスト計算書

区が区民に1年間に提供した行政サービスに対して、どのくらいコストがかかったものかをあらわすもの。

番号	9	取組項目名	債権管理の適正化 (収納機会の拡大と滞納防止の強化)		継続・新規
目的	<p>税や保険料などの収納率の向上を図るためには、時間や場所の制約をできる限り少なくし、納付しやすい環境をつくるのが大切です。また、様々な理由により納付が困難な方を、できる限り早い段階で納付相談に結びつけることにより、滞納額が多額にならないよう支援していく必要があります。これらの環境整備を通じて収納率の向上を図ります。</p>				
取組内容	<p>普通徴収の対象となる方への口座振替制の推進など、納付しやすい環境づくりに取り組みます。また、電話催告など滞納者への早期の働きかけや、相談窓口体制の充実のほか、弁護士等による滞納整理業務支援により、収納率の向上と滞納防止の強化を図ります。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	収納機会の拡大	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
	滞納対策の強化	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
所管課	<p>検討は債権所管職場を対象とし、実施は導入可能職場 (進行管理は経営管理部企画財政課)</p>				

番号	10	取組項目名	受益者負担の適正化		新規
目的	<p>施設運営や行政サービスにかかる経費については、使用料や税金でまかなう仕組みになっています。そのため行政サービスの利用によって受けた利益と利用者の負担の関係については、公平性・公正性を確保し、納税者全体のバランスをとる必要があります。利用者負担の減免にも十分配慮しながら、社会経済情勢に応じた受益者負担の適正化を図ります。</p>				
取組内容	<p>区民全体の負担の公平性の観点から、受益者負担の考え方を整理します。 公共施設の使用料については、維持管理にかかわる経費削減を図りながら、見直しを進めます。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	受益者負担の見直し	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
所管課	<p>検討は全職場を対象とし、実施は導入可能職場 (進行管理は経営管理部企画財政課)</p>				

番号	11	取組項目名	新たな財源確保策等の検討及び推進		継続
目的	区の保有資産を有効活用した広告事業等に積極的に取り組むことにより、財源を確保し、区民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ります。				
取組内容	<p>これまでホームページやくらしのガイド等の広報媒体において広告事業に取り組んできました。今後は、封筒などの印刷物や様々な公有財産等へ広告を掲載できるよう規定を整備し、全庁的な取組みとして広告事業を推進します。</p> <p>併せて民間事業者からのアイデアの募集やネーミングライツ※の導入など新たな財源確保策について検討します。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	新たな財源確保の推進	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
所管課	検討は全職場を対象とし、実施は導入可能職場 (進行管理は経営管理部企画財政課)				

※ネーミングライツ

施設の名称や愛称に、企業名やブランド名などを付与する権利を与えることで、収入を得るしくみ。ただし、条例上の施設名称を変更するものではない。

(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備

番号	12	取組項目名	組織の強化・再編		新規
目的	未来プランの推進や新たな行政課題に的確に対応していくため、これまで以上に効果的、効率的な組織を整備していきます。				
取組内容	行政課題に的確に対応するため、基本構想・未来プランに基づく業務執行体制を確立するほか、過度に細分化されている組織や事務事業を統合するなど、区民、組織経営の視点に立った組織を構築します。				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	効果的、効率的な組織の構築	検討・実施	実施	実施	
所管課	経営管理部企画財政課				

番号	13	取組項目名	職員定数の適正化			継続
目的	少子高齢化や景気低迷等に伴い行政需要が増大する中、未来プランを推進しつつ、新たな行政課題に的確に対応していくため、職員定数の適正化と計画的な管理に努めていきます。					
取組内容	<p>サービスとコストを踏まえた経営的な視点から行政サービスのアウトソーシングや事務事業の見直しを計画的に進め、職員数の縮減を図るとともに、限りある人員をより優先度の高い施策に振り向けていきます。</p> <p>①平成26年度以降の大田区職員定数基本計画※1の策定</p> <p>②退職共済年金の支給開始年齢の段階的引き上げに伴う影響等を注視しつつ適正な定数管理を実施</p> <p>③区民一人当たりの職員数や人口と職員数の回帰分析※2など、様々な角度からの分析により数値目標を設定</p>					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	大田区職員定数基本計画の策定	検討	策定	実施		
所管課	経営管理部企画財政課					

※1 大田区職員定数基本計画

効率性の高い組織運営を行うために必要な職員定数を計画的に管理することを目的として策定された計画。

※2 回帰分析

結果となる数値と要因となる数値の関係を調べて、それぞれの関係を明らかにする統計的手法。

(4) ファシリティマネジメントの推進

番号	14	取組項目名	区有財産の有効活用		継続
目的	<p>区の公共施設の老朽化に伴い、その維持・保全に要する経費が増大しています。公共施設を安全で快適に、できる限り長く利用できるよう施設の適正な維持・保全を図るとともに、区民ニーズに柔軟に対応した施設の有効活用を図ります。</p>				
取組内容	<p>区民ニーズと施設の設置目的とをマッチングし、より多くの区民が有効に施設を利用することができ、地域の活性化が図られるよう、施設の運営方法や機能の見直しを進めます。</p> <p>既存施設の有効活用や長寿命化、ライフサイクルコスト※1の低減などにより、施設の維持・保全の適正化を図ります。老朽化が進行した施設の改修等に当たっては、より効率的な方法を選択することで、工事時期の集中を避け、財政負担の平準化を図っていきます。</p> <p>また、改築時等には、他の施設との複合化・集約化により有効活用を図るとともに、地域の施設需要に効率的に応えられる適正配置を検討していきます。</p> <p>こうした取組みを推進するため、ファシリティマネジメント基本方針※2を策定します。</p> <p>平成21年度に策定した大田区公共施設整備計画※については平成26年度以降の計画に改定し、限られた財源の中で新しい課題に対応する施設整備の実現を図ります。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	区有財産の有効活用	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
	ファシリティマネジメント基本方針の策定	検討	策定	実施	
	大田区公共施設整備計画における施設整備計画(H26~30)の改定	検討	検討	改定	
所管課	<p>施設を所管する全職場及び経営管理部施設管理課 (進行管理は経営管理部企画財政課)</p>				

※1 ライフサイクルコスト

構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

※2 ファシリティマネジメント

経営の視点から施設を戦略的に活用し、最小のコストで最大の効果を得るための手法のこと。具体的には、区が所有又は貸借している土地・建物・設備等を対象に、経営的な観点から設備投資、管理運営、転用や売却等を行うことで、施設に係る経費の最小化と施設活用の最大化を目指すもの。

※3 大田区公共施設整備計画

区の公共施設全般に係る基本的な方針。平成21年度を初年度とする10年間の計画。

番号	15	取組項目名	公共工事等のコスト縮減と質の確保 新規		
目的	公共施設の建設、維持管理には、多額の経費が見込まれます。限られた財源において、安定的に区民サービスを提供していくため、公共施設の建築、改築・改修工事等にかかるコストの縮減と機能・品質の向上を図ります。				
取組内容	公共施設の建築、改築・改修工事等において、コストの削減と優れた品質を確保するため、VE※1（設計・入札時・契約後）を活用した、より有効な施設整備手法を検討します。				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	総合評価方式※2（特別簡易型※3）の実施促進	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
	VEを活用した公共施設の整備	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
所管課	経営管理部経理管財課、経営管理部施設管理課、 都市基盤整備部建設工事課、教育総務部教育総務課 (進行管理は経営管理部企画財政課)				

※1 VE

Value Engineering（バリューエンジニアリング）の略。サービスなどの価値を、それが果たすべき機能とそのためにかけるコストとの関係で把握し、システム化された手順によって価値の向上を図る手法。

※2 総合評価方式

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい方式。価格と品質の両方を評価することにより総合的に優れた調達を行うことが可能となる。

※3 特別簡易型

工事に関し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして総合評価方式の適用を掲げている。「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の4種類があるが、大田区では、同種工事の施工実績や工事成績、地域貢献など、一定の評価項目と入札価格を総合的に評価する「特別簡易型」を試行している。

(5) 環境への配慮

番号	16	取組項目名	環境マネジメント※2の推進		新規
目的	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区市町村は、温室効果ガスの排出量の削減や吸収作用の保全・強化のための措置に関する計画を策定し、実施することが求められています。</p> <p>公共施設の節電対策に、より一層取り組むほか、二酸化炭素の排出削減や、各施設でのリサイクル、分別等の積極的な実施による廃棄物排出量削減に取り組んでいきます。</p>				
取組内容	<p>地球温暖化防止への全庁的な取組みとして大田区役所エコオフィス推進プラン第3次計画※1（平成22～26年度）に基づき、省エネルギーの推進、二酸化炭素の排出抑制に取り組めます。</p> <p>また、東日本大震災以降の電力供給力不足への対応として、引き続き、節電対策の強化を実施します。</p> <p>さらに、ごみの排出量については、各施設の廃棄物排出量の経年比較、同種施設の比較等を基に、削減の意識徹底を図ります。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	大田区役所エコオフィス推進プランの推進	実施	実施	実施 次期計画策定	
	節電対策の推進	実施	実施	実施	
	廃棄物排出量削減の取組み推進	実施	実施	実施	
所管課	<p>対象は全職場 (進行管理は環境清掃部環境保全課、経営管理部総務課)</p>				

※1 大田区役所エコオフィス推進プラン第3次計画

区が率先して環境への負荷を軽減させることを目的とし、1997年（平成9年）に策定。平成22年度から、第3次計画に基づいて、新たな温室効果ガス削減目標に取り組んでいる。

※2 環境マネジメント

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくこと。

(6) 危機管理機能の強化

番号	17	取組項目名	危機管理業務計画の推進			新規
目的	大規模な地震や新型インフルエンザなどが発生した場合でも、区民生活に必要な行政サービスを継続できるよう日頃から備えます。					
取組内容	<p>区は、地震や新型インフルエンザなどが発生した際に区の業務に支障が生じないようにするため、業務継続計画（BCP※1）を平成22年度に策定しました。今後は、非常時に業務継続計画が有効に機能するよう、業務継続管理（BCM※2）を推進していきます。</p> <p>（BCMの概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①BCPのPDCAサイクルによる見直し ②事前対策計画の進捗管理 ③職員行動マニュアルのメンテナンス ④人材育成（研修、講座の開催） ⑤訓練（全庁対応訓練、各部訓練） ⑥関係規定整備 ⑦全庁的な課題検討 					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	業務継続管理の推進	実施	実施	実施		
所管課	地域振興部防災課、全職場					

※1 BCP（業務継続計画）

Business Continuity Plan の略。災害や事故等によって、コンピューター等が使用できない状況が発生した場合を想定し、データの保全やバックアップをはじめ、区の業務への影響を最小限に抑えるための対策を予め決めておくもの。

※2 BCM（業務継続管理）

Business Continuity Management の略。BCPの実行に必要な準備・資源の導入などについて、PDCA（Plan, Do, Check, Action）のサイクルで見直し、管理する仕組み。

(7) 地方分権・地域主導の取組み

番号	18	取組項目名	地方分権の推進			新規
目的	<p>平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、その中でも基礎自治体を重視する姿勢を打ち出しています。</p> <p>特別区が「真の地方自治」を確立するためには、都からの権限移譲や税財政制度の改革等を推進し、地域の自主性及び自立性を高めていく必要があります。区においても、地域主権改革一括法※1の施行に伴う事務権限の移譲を遅滞なく進めるなど、基礎自治体としての責務を果たします。</p>					
取組内容	<p>地域主権改革一括法の施行に伴う義務付け・枠付けの見直し※2、権限移譲等について、情報集約及び進行管理を行い、予算措置、適正な組織体制及び規定の整備等を実施します。</p> <p>さらに地方自治法改正や地方税財政制度見直しが区に与える影響や課題、道州制※3・大都市制度※4など基礎自治体と広域自治体のあり方に関する調査研究などを行い、あらゆる機会を通じて地方分権改革に関する区の意見を国や都に発信していきます。</p>					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	事務移管等の円滑な実施	実施	実施	実施		
	地方分権改革に関する調査研究	実施	実施	実施		
所管課	該当職場、経営管理部企画財政課					

※1 地域主権改革一括法

正式な名称を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」という。これまで国が決めていた各種基準を区が独自に決めることができるようにしたり、都が持っている様々な権限を区へ移すようにするなど、区の独自性、自立性を高める改革を進めるよう、関係する多くの法律を一括して改正する内容。

※2 義務付け・枠付けの見直し

地方自治体の事務について、「事務を実施するかどうか」や「実施の内容・方法」を自治体が決定できるようにするための改革。

※3 道州制

現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限と財源を与える制度。

※4 大都市制度

特区制度、指定都市・中核市・特例市制度。地方自治法で都市行政の特殊性に対応するため、一般の市町村とは異なる制度を定めている。現行の地方制度調査会では、権限強化、広域連携、住民自治強化などの観点から大都市制度の見直しが検討されている。

番号	19	取組項目名	都区のあり方検討			新規
目的	<p>特別区が将来にわたって持続可能な行政経営を行っていくためには、大都市地域の基礎自治体としてふさわしい事務権限を備え、確固たる税財政基盤を確立しなければなりません。</p> <p>現在、「都区のあり方検討委員会」や「東京の自治のあり方研究会」において、今後の特別区及び東京の自治のあり方の議論が行われています。</p> <p>「都区のあり方検討委員会」において、平成22年度に都区の事務配分に関する検討対象444項目の事務について方向性の整理が終了しました。今後、検討されていく区域のあり方や税財政制度について、区の考えを発信します。</p>					
取組内容	<p>分権時代にふさわしい都区のあり方の実現に向け、他区との協力・情報共有を図りながら、東京都との協議に臨んでいきます。</p> <p>また、都区の事務配分や都区財政調整制度※などについて抜本的かつ発展的な検討を区独自に進めます。</p>					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	都区のあり方の検討	実施	実施	実施		
所管課	経営管理部企画財政課					

※ 都区財政調整制度

大都市の均衡ある発展を図り、特別区の自主的かつ計画的な運営を確保することを目的として、都と特別区及び特別区相互間で共有する財源を調整するという、都区制度の基幹となる制度。

3-地域力を活かす行政経営の推進

(1) 地域活動の支援と地域力の醸成

番号	20	取組項目名	地域の担い手づくりの推進		新規
目的	<p>地域の魅力を高めていくためには、新たな地域活動の担い手が育ち、地域の中で連携・協働がさらに促進されていくための土台づくりを一層進めていく必要があります。</p> <p>地域での連携・協働の推進により地域力をさらに高めるため、人や団体を結び、地域活動の企画・運営を行うコーディネーターを発掘・育成します。</p>				
取組内容	<p>地域活動に関心を持っている区民に、地域活動のノウハウを身に付けてもらうとともに、地域活動を広げていくための企画、運営、団体間のコーディネートを担当する人材の育成を図ります。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	地域の人材育成	実施	実施	実施	
所管課	地域振興部地域振興課、教育総務部社会教育課				

番号	21	取組項目名	特別出張所の機能強化		継続
目的	<p>地域が抱える課題の解決に向け、自治会・町会、NPOなどの団体が相互に連携・協働を深めるうえで、特別出張所の役割は重要です。</p> <p>特別出張所のコーディネート機能を強化することで、地域で活躍する様々な団体の個々の力を有機的に結びつけ、地域力の向上につなげます。</p>				
取組内容	<p>地域の特色を活かした地域密着型の区民活動を支援するため、「地域協働協力員」（非常勤職員）を特別出張所へ派遣します。</p> <p>（「地域協働協力員」の業務内容）</p> <p>①地域の課題に関する情報の収集・提供（特別出張所と連携）</p> <p>②地域で活動している団体間（自治会・町会、NPOなど）の地域課題の解決に向けた連携・協働の支援</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	地域協働協力員による区民活動支援	実施	実施	実施	
所管課	地域振興部地域振興課、特別出張所				

(2) 産学公の連携による地域活性化の推進

番号	22	取組項目名	産学公の連携による地域活性化の推進		新規
目的	区内には高度な知識や技術を持つ企業や大学等が多数立地しています。産学公が連携を図り、先駆的な知識や技術を柔軟に取り入れ、相互に啓発・協力し合うことで、地域産業や文化の振興を推進するなど、地域の活性化を図ります。				
取組内容	企業や大学等と新たに協定を締結するなど、これまで以上に連携を深めることで、地域の活性化を図ります。				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	産学公の連携促進	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
所管課	地域振興部地域振興課、産業経済部産業振興課、全職場 (進行管理は経営管理部企画財政課)				

(3) 新しい公共の推進

番号	23	取組項目名	新しい公共の推進		新規
目的	<p>少子高齢社会を迎えた今、地域に必要とされているサービスは多様化、複雑化しており、従来から行政が担当してきたサービスの提供だけでなく、新しい課題の解決を求められることもあります。</p> <p>行政だけの力ではなく、地域で活躍する区民、NPO、民間事業者等と協働を図り、その発想や能力を活用した新たなサービスを生み出すことで、より効果的に地域の課題解決と自立的発展を促します。</p>				
取組内容	区が、地域課題を解決するパートナーと「新しい公共」を育てていくため、区と地域の自主的活動との効果的な連携のあり方を調査・研究し、「新しい公共」を推進します。				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	新しい公共の推進	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
所管課	経営管理部企画財政課、地域振興部地域振興課				

(4) 国際都市おおたの推進

番号	24	取組項目名	国際都市おおたの推進		新規
目的	海外からの来訪者や区内に住み、働き、活動する外国人区民が快適に過ごすことができる環境、地域性を備えた国際都市を実現するため、景観整備や多文化共生社会の推進、地域の賑わい創出など、ソフト・ハードの施策を推進します。				
取組内容	外国からの来訪者や外国人区民に大田区の魅力を発信するとともに、安心してまちを回遊できるよう、地域の魅力づくりや災害時にも情報発信できる統一されたサインを整備するなど、国際都市おおたを推進します。				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	地域の魅力づくり	実施	実施	実施	
	コミュニケーション支援の推進	実施	実施	実施	
	区内観光情報のPR推進	実施	実施	実施	
	サイン整備 (平常時・非常時)	実施	実施	実施	
所管課	地域振興部地域振興課、産業経済部観光課、都市基盤整備部都市基盤管理課、全職場				

(5) シティセールスの推進

番号	25	取組項目名	シティセールスの推進		新規
目的	<p>区は、未来プランと観光振興プランに基づき、区内の名所、旧跡のほか、商店街や世界に誇る大田のものづくり技術など、観光資源としての大田区の魅力を国内はもとより海外まで広く情報発信しています。</p> <p>今後は、大田の持つブランドイメージを高めるため、区の特徴を再確認し、広く対外的にまちの魅力をアピールする施策を推進するなど、シティセールスに取り組みます。</p>				
取組内容	<p><戦略プランの策定></p> <p>シティセールスの推進の方向性を明らかにし、戦略的に区のイメージの向上や観光情報発信施策の充実を検討していきます。</p> <p><区民・企業・NPO等との連携によるシティセールス推進体制の構築></p> <p>良好な区のイメージを形成・発信するため、文化・スポーツ等において実績のある区出身者・在住者等との連携を図ります。</p> <p>また、区民、企業、NPO等多様な主体と区が協働して推進する体制を構築します。</p> <p><ロケーション支援></p> <p>ロケ受け入れ体制の強化、ロケ撮影情報の積極的な発信、映画・ドラマ等のロケ地を活用したイベント企画・観光ルートの開発等を図ります。</p> <p><MICEの推進></p> <p>MICE※の開催・誘致のため、プロモーション推進等、環境整備を行います。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	(仮称)シティセールス戦略プランの策定	検討	策定	実施	
	区民・企業・NPO等との連携による推進体制の構築	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
	ロケーション支援	検討・実施	実施	実施	
	MICEの推進	検討	実施	実施	
所管課	経営管理部企画財政課、広報課、産業経済部観光課、該当職場				

※ MICE

Meeting (企業等の会議)、Incentive Travel (企業等の行う研修旅行)、Convention (国際機関・団体、学会等が行う国際会議展示会・見本市)、Exhibition/Event (イベント)の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

4－職員力を活かす行政経営の推進

(1) 職員力の強化

番号	26	取組項目名	人材育成の充実		継続
目的	<p>少数精鋭の組織づくりを進める中で、職員一人ひとりが、それぞれのキャリアと経験に応じて、求められる知識やスキル等を着実に身に付け、意欲的に職務にあたり、多様化する様々な課題を解決する必要があります。</p> <p>職員の意欲や能力・適性を最大限に活かすとともに、高度な専門的知識を有する職員の早期育成を促進し、高度な専門性や特殊性を有する業務を安定的に執行できる体制を整備し、区政の課題に的確に対応していきます。</p>				
取組内容	<p><研修の充実></p> <p>ベテラン職員がこれまで蓄積してきた豊富な実務経験を若手職員に継承できる取組みが不可欠です。マニュアルでは伝えることのできない現場感覚や臨機応変の対応を現場でのOJTによって習得させます。また職層研修、職務研修等OFF-JTを充実させ、受講生の意見等も聞きながら、より効果的な研修となるよう適宜見直しを行います。</p> <p><マイスター・匠（たくみ）制度></p> <p>高い専門性を有する職員が、指定された業務に長期にわたり従事することにより、業務を安定的に執行し、他の職員に適切な助言・指導を行うことで専門性を有する職員の早期の育成を促し、組織のスキルアップをめざします。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	研修の充実	実施	実施	実施	
	マイスター（匠）認定職員制度の推進	実施	実施	実施	
所管課	経営管理部人事課、全職場				

番号	27	取組項目名	多様な雇用形態の活用 (採用制度の拡充)			継続
目的	<p>高度化、複雑化する区政の課題に対応するため、従来からの新規採用職員に加え、民間企業等の専門性をもった人材の有用な知識や能力を、即戦力として区政に活かします。</p> <p>また、国や東京都など他団体との交流や相互理解、協力を深め、職員の能力向上や人材育成を図っていきます。</p>					
取組内容	<p>平成25年度の定年退職者から実施予定となっている再任用義務化の動向を注視するとともに、行政ニーズの高度化、複雑化に伴い、専門知識や経験を要する業務に対応するため、経験者採用職員、任期付職員、派遣職員等の活用を図ります。</p>					
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度		
	経験者採用職員、任期付職員、派遣職員等の活用	検討・実施	検討・実施	検討・実施		
所管課	経営管理部人事課					

番号	28	取組項目名	ワーク・ライフバランス※の推進		新規
目的	<p><仕事と生活の両立支援の推進></p> <p>職員が能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むとともに、家庭や地域における生活も重視する個人として、子育てや介護、家事などの役割を果たしていくことは、職員の福祉を増進し、ひいては公務能率を向上させることにもつながります。区として職員の仕事と生活の調和を支援する環境の整備を進めていきます。</p> <p><職員の健康管理の充実></p> <p>職員一人ひとりの健康を維持、増進し、活力に満ちた職場環境づくりを進める必要があります。毎年度、「心の健康づくり計画」に基づいた実施効果・傾向について、他の事業者や前年度との比較などにより分析し、翌年度以降の対策に反映させていきます。</p>				
取組内容	<p><仕事と生活の両立支援の推進></p> <p>平成22年度に策定した「仕事と生活の両立支援プログラム」に基づき、実績を公表するとともに、環境の整備を進めていきます。</p> <p><職員の健康管理の充実></p> <p>平成23年度に策定した「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス対策を充実させるほか、各種健康診断、保健指導及び健康相談を実施します。</p>				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	仕事と生活の両立支援プログラムの推進	実施	実施	実施	
	心の健康づくり計画の推進	実施	実施	実施	
所管課	経営管理部人事課				

※ワーク・ライフバランス

「仕事と仕事以外の生活との調和」と訳され、一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方（子育て・介護・地域活動など）を実現すること。

番号	29	取組項目名	職員の地域活動参加の推進		新規
目的	職員が様々な地域活動に一住民として参加し、現場の生の声を聞き、地域住民とともに考え行動することを通じて、職員力の向上を図り、現場での体験を区政運営にフィードバックするための仕組みづくりを推進します。				
取組内容	自治会・町会や、各種のボランティア団体、NPOなどが、地域で展開する様々な活動に職員が積極的に参加できるよう、地域活動に関する情報提供や、地域の取組みに参加している職員の活動内容の紹介などを通じて、職員の自主的な地域参加を促すための環境を整備します。				
年度計画	項目名	24年度	25年度	26年度	
	職員の地域活動参加の推進	検討・実施	実施	実施	
所管課	経営管理部人事課、地域振興部地域振興課				

大田区経営改革推進プラン

(平成24年度～平成26年度)

平成24年9月

【発行】大田区経営管理部企画財政課

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

電話：03-5744-1654（直通）

FAX：03-5744-1502

区ホームページ：<http://www.city.ota.tokyo.jp/>